

報告第7号

紫波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び紫波町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

紫波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び紫波町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年紫波町条例第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び紫波町長専決条例（昭和46年紫波町条例第19号）第2条第9号の規定に基づき、令和6年8月8日別紙のとおり専決処分したから、同法第180条第2項の規定により、報告する。

令和6年8月30日提出

紫波町長 熊谷 泉

別紙

紫波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び紫波町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(紫波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 紫波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年紫波町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(紫波町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 紫波町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年紫波町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(包括的支援事業の基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第 140条の66第1号ロ(2)に規</p>	<p>(包括的支援事業の基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第 140条の66第1号イに規定す</p>

定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

る地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。